

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）山元町新山下駅商業施設  
亘理郡山元町浅生原字新田1-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社キクチ 代表取締役 菊地逸夫  
福島県相馬市中村字宇田川町17番地  
株式会社薬王堂 代表取締役 西郷辰弘  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 歩行者の通行の利便の確保について  
新規開店時や特に混雑が予想される日には、以下について配慮すること。
    - (イ) 近隣交差点や必要箇所に誘導員を配置すること。
    - (ロ) 一般通行車両への誘導を行うこと。
    - (ハ) 近隣家屋の出入口を塞ぐことのないよう配慮すること。
  - (ニ) 店舗付近の路上駐車を防止すること。
  - (ホ) 歩行者の通行に対し、安全確保を図ること。
  - (ヘ) 計画地の隣接道路は小学校児童の通学路となるため、交通誘導員を配置するなど十分な措置を講ずるよう配慮すること。
- (2) 騒音について
  - (イ) 営業時間帯の騒音低減を徹底し、近隣にある小学校の授業の妨げにならないように配慮すること。
  - (ロ) 近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。

(ハ) 近隣住宅地の生活環境に悪影響等が確認された場合には、早急かつ適切に対応すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び山元町役場

6 縦覧期間

平成28年7月20日から平成28年8月22日まで（ただし，閉庁日を除く。）